

子育て支援

こども家庭センター

妊娠・出産・子育て期に関する様々なお悩みの相談をお受けします。また、相談内容によっては、関係機関との連携を図ります。

- ・開成町役場こども課内
TEL 84－0327
- 相談日時
平日 9：00～17：00（土・日祝日と年末年始を除く）

こども誰でも通園制度

保育所などに通っていない0歳6か月から3歳未満までの子どもが、保護者の就労要件などを問わず月一定時間まで保育所等を利用できる制度です。同じ年頃の子ども同士の触れ合いなどを通じて、子どもの育ちを応援します。

- ・酒田保育園
円通寺 55－1
TEL 82－2277

子育て支援センター

未就園児やその保護者などを対象に、育児に関する相談や、情報提供の場・親子交流の場として利用できる施設です。

- ・開成町駅前子育て支援センター あじさいっこ
吉田島 4319－1 小田急開成駅前ビル3階
TEL 20－9720

ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい方（おねがい会員）と預かることができる方（まかせて会員：講習受講者）を登録し、アドバイザーが会員間の紹介、調整をします。

預かり対象は生後3か月から小学校6年生までの子どもです。

もです。

預かり料金は利用日、時間によって異なります。利用にあたっては事前に開成町ファミリー・サポート・センター事務局へ登録が必要です。

- ・開成町ファミリー・サポート・センター
吉田島 4319－1 小田急開成駅前ビル3階
TEL 20－9699

一時保育

緊急な出来事や一時的な事情により、家庭で保育ができなくなった子ども（1歳児から就学前）をお預かりします。利用するためには、事前登録が必要です。

- ・酒田保育園 TEL 82－2277
- ・酒田みずのべ保育園 TEL 85－0305
- 利用時間
月～金曜日 8：00～17：00

病児保育（病児保育室ピーターパン）

病気で集団保育が困難な場合、家庭に代わって専用の保育室で保育士等がお預かりし、児童にとって無理のない環境で保育します。

対象は生後4か月～小学校3年生までの児童で、利用にあたっては事前にこども課へ登録が必要です。

- ・病児保育室ピーターパン
みなみ5丁目4－17サウスポート内
TEL 85－3223

願いが叶う出産のために

小田原マタニティクリニック

B i r t h & A R T

無痛分娩

産後ケア

体外受精

自然周期採卵

自然妊娠をめざすFT術

妊娠期から育児期の健康

妊産婦や子どもの健康的な生活を支援するため、次のとおり事業を実施しています。

事業名	事業内容	
母子健康手帳の交付 (親子健康手帳)	妊娠の届け出があった方にこども課で随時交付しています。妊娠、出産、育児、予防接種などの状況を記録します。同時に保健師が妊婦面接を行います。	
妊婦・産婦健康診査	妊婦健康診査は、妊娠中に週数に応じて受ける定期健診です。産婦健康診査は、産後に受ける健診です。町が費用の一部補助を行う補助券を、母子健康手帳交付時にお渡しします。	
妊婦等包括相談支援	妊娠期から妊産婦やそのご家族に寄り添い、保健師等が保健指導をしたり、相談をお受けしたりします。	
妊婦のための支援給付	妊婦に対し、産前産後期間の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、妊婦支援給付金を支給します。	
赤ちゃん・産婦訪問 (乳幼児全戸訪問)	産婦の心身の様子と子どもの発育確認及び子育て支援に関する必要な情報提供を行うため保健師や助産師が訪問します。	
妊産婦歯科健康診査	歯周疾患にかかりやすく、進みやすい条件が重なる妊娠中と出産後に受診できる歯科健康診査をします(個別健診)。	
乳幼児健康診査	子どもの発育発達の確認、身体計測、育児や栄養の健康相談、必要なアドバイスをします。	
	新生児聴覚検査	個別健診 ※健康診査票が必要です。
	1か月児健康診査	
	3～4か月児健康診査	集団健診
	お誕生日前健康診査 (10か月～11か月)	個別健診 ※健康診査票が必要です。
	1歳6か月児健康診査	集団健診
	2歳児歯科健康診査	
	3歳児健康診査	
ママ＆パパ教室	ママ・パパになる方を対象に、妊娠の医学・妊婦体操・歯の手入れ・栄養・お風呂の入れ方の実習、ママやパパ同士の情報交換ができます。	
離乳食教室	子どもの成長にあった離乳食について学習します。初期・中期中コースがあります。	
1歳児歯科教室	歯科衛生士等による集団オリエンテーションと個別の歯科相談、ブラッシング指導をします。	
7～8か月児健康相談	子どもの発育発達の確認、身体計測、育児や栄養の相談をお受けします。	
乳幼児健康相談	就学前までの乳幼児を対象に身体計測、子どもの心身の健康についての相談、離乳食や幼児食など栄養についての相談をお受けします。	
幼児心の健康教室	専門スタッフと一緒に育児について学習します。1歳6か月から就園前までの子どものことばや育児の面で悩みのある方、子どもとのかかわりで悩んでいる方を対象に実施しています。	
こども発達相談 (ほほえみ相談)	子どもの発達やこころの問題に対し、児童精神科医師及び臨床心理士、言語聴覚士、保健師が保護者の相談をお受けします。	

事業名	事業内容
こども心の相談	18 歳までの子ども本人、保護者、関係機関を対象に心の問題について相談を受け、抱えている問題の整理や向き合い方、解決方法を心理士の視点から助言します。
産後ケア	出産後、少しでも安心して子育てができるよう専門知識を有する助産師が、産後の体調管理と育児をサポートします。デイサービス型（日帰り3時間コース・6時間）、アウトリーチ型（訪問）、ショートステイ型（宿泊）があります。
産後ヘルパー派遣	産後の子育てで家庭へ訪問支援員（産後ヘルパー）を派遣し、家事や育児の負担軽減、産後の生活をサポートします。
未熟児養育医療給付	出生体重が 2,000g 以下等で養育のために入院が必要な子どもの入院費用を給付します。
特定不妊症治療（先進医療）費・不育症治療費助成	体外受精や顕微授精などの特定不妊治療に併せて行われる、先進医療費や不育症に要する治療費について経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成します。

幼稚園・保育園（所）

認可保育所、幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、小規模保育事業などの利用を希望する場合、就労状況等に応じた「子どものための教育・保育給付」の認定を受け、その認定に応じて、施設を利用することになります。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定 教育標準 時間認定	満3歳以上で幼稚園等を希望	幼稚園 認定こども園（教育）
2号認定 保育認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望	保育所 認定こども園（保育）
3号認定 保育認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望	保育所 認定こども園（保育）

- 認可保育所、認定こども園（保育）、小規模保育事業
- 保護者の就労等により日中保育ができない場合に利用することができます。要件により認可保育所等を利用できる期間は異なります。
- 認可保育所等の利用を希望する場合は、保育認定と保育所等利用申請が必要です。町内には3つの施設があります。また、町外から転入し、引き続き保育所等利用を希望する場合も申請が必要です。

- (申請時期)
- ・4月入園の場合 前年の10月～11月頃に申請（広報等でお知らせします。）
 - ・5月以降の入園の場合 入園希望月の前々月の開庁日の末日までに申請

- (町内の認可保育所)
- ・酒田保育園
円通寺 55－1 TEL 82－2277
 - ・酒田みずのべ保育園
吉田島 4198 TEL 85－0305
 - ・酒田みなみの保育園
みなみ二丁目 5－1 TEL 83－3730



子育てのための施設等利用給付

「子どものための教育・保育給付」以外の保育サービスの利用料に対する給付を受けるためには申請が必要です。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園（私学助成園）での教育を受ける場合	私立幼稚園 （私学助成園）
2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合	幼稚園や認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等
3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある住民税非課税の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合	幼稚園や認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病児保育等です。
※保育所、認定こども園（保育）、企業主導型保育、地域型保育（小規模保育事業など）を利用している場合は「子育てのための施設等利用給付」の認定は受けられません。
※特別支援学校（幼稚部）を利用する場合は、学校教育課へお問い合わせください。

(申請方法)

区分		入所申込	施設等利用給付の 認定申請	施設等利用給付の 請求方法
幼稚園（私学助成園）	基本利用料	直接施設に申請	園経由で町に請求申請	なし
	預かり保育・ その他制度利用			園経由で町に請求申請
幼稚園（新制度幼稚園） 認定こども園（教育）	預かり保育・ その他制度利用		町に認定申請	町に認定申請

学童保育

- 学童保育は、昼間就労等により保護者が日中家庭にいない子どものための生活の場です。小学校1年生～4年生をお預かりします。利用にあたっては、こども課への申請が必要です。
- ・サンチャイルドクラブ第一学童 円通寺 49
 - ・サンチャイルドクラブ第二学童 延沢 625 開成小学校内
 - ・サンチャイルドクラブ第三学童 みなみ二丁目 2－1 開成南小学校内 開成南小学校区学童保育所
 - ・サンチャイルドクラブ第四学童 みなみ二丁目 2－1 開成南小学校内 開成南小学校区学童保育所
 - ・サンチャイルドクラブ第五学童 みなみ二丁目 2－1 開成南小学校内 開成南小学校区学童保育所
 - ・サンチャイルドクラブ第六学童 みなみ二丁目 2－1 開成南小学校内



手当

児童手当

18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を養育している方に支給されます。手当の支給は、申請のあった翌月からになります。ただし、受給には申請が必要です。（公務員の方は職場へ申請してください。）

児童扶養手当

18 歳未満（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満）の子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母などに支給されます。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。詳細はこども課へお問い合わせください。

開成町出生祝金

お子さんの誕生を祝福するとともに健やかな成長を祈念し、かいせいっこ誕生お祝い金（開成町出生祝金）を支給します。

●対象

- 次のすべての要件を満たす方が対象です。
- ・令和8年4月2日以降にお子さんが出生した方
 - ・出生したお子さんが、出生した日において開成町の住民票に記載されている方
 - ・開成町の住民票に記載があり、出生したお子さんと同一世帯で養育している方

●支給額

第1子	50,000 円
第2子	50,000 円
第3子以降	100,000 円

詳細は町ホームページをご覧ください。



医療費助成

こども医療費助成

健康保険に加入している町内在住の子どもの医療費のうち、入院と通院に要した保険適用分の医療費を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき申請をすることで、助成を受けることができます。医療証の発行は申請が必要です。

●対象

18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで（所得制限なし）

ひとり親家庭等医療費助成

18 歳未満（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満）の子どもを扶養しているひとり親家庭などが、入院と通院に要した保険適用分の医療費を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき申請をすることで、助成を受けることができます。医療証の発行は申請が必要です（所得制限があり）。

